

社会福祉法人敬寿会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬寿会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 週平均25時間以上業務にあたる常勤役員については、報酬、賞与及び退職慰労金を支給する。
- (2) 常勤役員のうち、理事長の年間の報酬と賞与の合計額（年収）は、平成28年度における北九州市長の年収の8割を超えてはならないものとする。又、理事長以外の常勤役員の年収は、上記市長年収の5割を超えてはならないものとする。
- (3) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表4のとおり、費用を弁償する。

2 常勤役員に対する退職慰労金は、役員として3期（6年）以上継続して円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、第2条の規定に基づき、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職慰労金については、別表第3に定める算式により算出される額
但し、退職慰労金の額は5,000万円を上限とする。

(役員等の旅費)

第4条 役員等が法人業務のため旅行するときは、社会福祉法人敬寿会旅費規程に基づき旅費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の本規程に定める役員報酬等

は、支給しないものとする。尚、法人職員と常勤役員を兼ねる者の給与は、理事長が決定する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第4条に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。

(3) 退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後6か月以内に支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月1日より施行する。

別表1 (常勤役員の報酬)

常勤役員就任期間	金 額
3年未満	300,000円
3年以上6年未満	400,000円
6年以上9年未満	450,000円
9年以上12年未満	550,000円
12年目以上	660,000円

※1. 但し、理事長の役員報酬の月額は、上記報酬額の1.5倍とする。

※2. 常勤役員の就任期間は4月1日を基準日とし、年度の途中で報酬額の変更はしないものとする。ただし理事長が理事にまたは理事が理事長に就任した場合は、就任した月の翌月（その日が初日の場合は当月）から改定するものとする。

別表2 (常勤役員の賞与)

6月の賞与	報酬月額×1.55月分
12月の賞与	報酬月額×1.65月分

別表3 (常勤役員の退職慰労金算定式)

	理 事 長	その他の役員
6年以上10年未満	最終報酬月額×在職年数×1.0	最終報酬月額×在職年数×0.5
10年以上15年未満	最終報酬月額×在職年数×1.3	最終報酬月額×在職年数×0.6
15年以上20年未満	最終報酬月額×在職年数×1.6	最終報酬月額×在職年数×0.8
20年以上25年未満	最終報酬月額×在職年数×1.8	最終報酬月額×在職年数×0.9
25年以上	最終報酬月額×在職年数×2.0	最終報酬月額×在職年数×1.0

※ 但し、50,000千円を上限とする。

別表4 (費用弁償)

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

10,000円

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

10,000円